平成２２年（フ）第４８２号
沖縄県国頭郡本部町字山川516番地１　マンゴーハイツ３－Ａ、開始決定時の住所岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林58番地41
破産者　阿部　　修
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８号
岐阜県大垣市綾野５丁目125番地165
破産者　西村　晋二
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目32番７号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区初生町280番地の14
破産者　山内　初一
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
奈良県五條市田園４丁目50番地の２
破産者　北谷　文博
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第７１号
静岡県掛川市南２丁目２の４　ＫＵＲＥ－Ｍ103、住民票上の住所岡山県浅口市寄島町7440番地
破産者　赤木　一弘
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
愛媛県東温市志津川1849番地　八反地第２団地３棟４号、住民票上の住所愛媛県松山市余戸中２丁目８番10号　渡部雅彦方
破産者　渡部眞智子
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３１号
仙台市泉区館３丁目45番地の10
破産者　鈴木　陸夫
１　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
２　一般調査期日　平成23年12月16日午前11時20分
平成23年10月12日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１２号
大阪府枚方市東香里元町16番９号
破産者　シー・アイ・シー・デンタルラボこと　鎌田　弘幸
１　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
２　一般調査期日　平成24年１月16日午後３時30分
平成23年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３１号
大阪府豊中市永楽荘１丁目９番５－107号
破産者　二口　昭裕
１　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
２　一般調査期日　平成23年12月15日午後３時30分
平成23年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２１号
大阪市住吉区長居４丁目９番23号サンフラワー長居405号
破産者　小西　敬茲
１　期日　平成23年11月30日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８８号
大阪市住吉区長居２丁目13番13号長居パークホテル３階
破産者　小西　晃嗣
１　期日　平成23年11月30日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第４８０号
香川県綾歌郡綾川町滝宮1549番地３、開始決定時の住所香川県綾歌郡綾川町滝宮1369番地プレミセス滝宮108号
破産者　中尾　義弘
１　期日　平成23年12月15日午前10時20分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月13日
高松地方裁判所破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第８９号
山口県萩市大字堀内155番地２
破産者　一宮　　司
異議申述期間　平成23年11月15日まで
平成23年10月13日　　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道標津郡中標津町計根別北１条西２丁目３番地１
破産者　下地　一男
異議申述期間　平成23年11月24日まで
平成23年10月13日　釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第４５４４号
大阪市東成区神路１丁目14番26－207号
破産者　前田洋子こと　黄　　洋子
異議申述期間　平成23年12月７日まで
平成23年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第８号
滋賀県栗東市六地蔵1146番地
清算株式会社　Ｋ．Ｅ．Ｎ株式会社
代表清算人　仲橋　栄治
１　決定年月日　平成23年10月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第２３号
岡山市北区南方１丁目４番14号
清算株式会社　株式会社山川三菱
代表清算人　宮﨑　隆博
１　決定年月日　平成23年10月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１１４号
埼玉県入間市大字仏子150番地　ロイヤル105
再生債務者　生井　杏奈
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月15日から平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部